

意見書

電波法施行規則の一部を改正する省令案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 22 年 5 月 26 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 22 年 6 月 9 日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第 1 意見

電波法施行規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

電波法施行規則の一部を改正する省令案

(1) 改正の内容

港則法及び海上交通安全法の規定に基づく通信を目的外使用の禁止等の特例とすること。（第 37 条関係）

(2) 施行期日

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 69 号）の施行の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律に伴い、新たに加わった海上保安庁の海上交通センターが行う業務に係る通信を、電波法施行規則第 37 条に規定する通信に追加するため、関係規定の整備を行うものである。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律は、大型船による海難事故が船舶の輻輳する海域で多く発生していること、AIS（船舶自動識別装置）の普及・整備が完了していること等を受け、海上保安庁の海上交通センターが行う船舶の輻輳する海域や港内を航行する船舶に対する航行の安全のために必要となる情報提供等の業務に、新たな業務として、船舶局に対し、危険防止のための航路外での待機指示、スピード制限等の航法遵守、海難等の発生の際の危険防止措置のための勧告等の業務を追加するものである。

一方で、無線局は、電波法第 52 条の規定により、原則として免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。しかし、遭難通信等の必要性の極めて高い通信及び災害予防、気象警報等の公益性の高い通信については、例外として免許状に記載されていない場合であっても通信することを可能としていることから、港則法及び海上交通安全法の一部改正により追加されることとなる通信もこれらの通信と同様のものとするため、関係規定を整備するもので

ある。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
海上保安庁	賛 成	

第3 理由

本件は、港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴い、電波法施行規則の一部を改正するものである。

今般、船舶の輻輳する海域において大型船の海難事故が頻発していること、すでにAISの陸上施設の整備及びAISの搭載義務船への搭載が完了したことを受け、港則法及び海上交通安全法の一部改正により、海上保安庁の海上交通センターにおいて、新たに危険防止のための指示・勧告等を行えるようにし、海上交通の安全のための業務を一層充実させることとしたものである。

本件に係る電波法施行規則の改正案の内容については、電波法第52条第6号により目的外通信の禁止等の例外を定めた電波法施行規則第37条第9号を改正し、港則法及び海上交通安全法の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信を行うことを可能とするものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。